

別表第一（案）

事 項	内 容
一 市町村介護保険事業計画の目的及び特色	市町村介護保険事業計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念等を定めること。
二 市町村介護保険事業計画の作成のための体制	市町村介護保険事業計画の作成に係る市町村の関係部局相互間の連携の状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、都道府県との連携の状況等を定めること。この場合において、複数の市町村による市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨等を盛り込むこと。
三 要介護者等の実態に関する調査	<p>要介護者等の実態に関する調査の実施の時期、方法等を定めること。この場合において、複数の市町村による要介護者等の実態に関する調査の共同実施に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨等を盛り込むこと。</p> <p>なお、介護給付等対象サービスの供給の把握についても、同様とすること。</p>
四 被保険者の現状	市町村介護保険事業計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を定めること。
五 各年度における被保険者の状況の見込み	各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを定めること。この場合においては、その考え方を示すこと。
六 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	参酌標準を参考として、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。この場合においては、その考え方を示すこと。
七 介護給付等対象サービスの現状	市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を定めること。この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。

<p>八 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</p>	<p>介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保に関する計画等の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>九 介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>指定居宅サービスの事業若しくは指定居宅介護支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅サービスの事業若しくは指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。</p> <p>なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>
<p>十 市町村介護保険事業計画の作成の時期</p>	<p>市町村介護保険事業計画の作成の時期を定めること。</p>
<p>十一 市町村介護保険事業計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>市町村介護保険事業計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>十二 市町村介護保険事業計画の達成状況の点検</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況を点検する方法等を定めること。</p>
<p>十三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項</p>	<p>介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項を定めること。</p> <p>なお、保険料率を算定する基礎となる介護保険事業に係る費用の見込みを盛り込むこと。</p>

九の二 市町村特別給付 及び保健福祉事業	市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの 量の見込み、見込量を確保するための方策その他の事 項を定めること。 保健福祉事業の内容等について定めること。
-------------------------	---

(注) 市町村特別給付及び保健福祉事業を行う市町村にあつては、右欄の事項
を定めることが望ましい。

別表第二（案）

1 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所介護又は通所リハビリテーション並びに短期入所生活介護又は短期入所療養介護

次に掲げる組合せを標準として、現に利用している者の数及び居宅要介護者等の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。

	要支援		要介護1		要介護2		要介護3				要介護4				要介護5		
	通所型	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型	痴呆型	医療型	通所型	訪問型	痴呆型	医療型	通所型	訪問型	医療型
訪問介護 (回/1週)		2	3	5	3	5	5.5	7.5	1	6.5	9.5	8.5	1	8.5	12	13	9
うち巡回型 (回/1週)							7	7		7	7	7		7	14	14	14
訪問入浴介護 (回/1週)												0.5					0.5
訪問看護 (回/1週)		0.25	1	1	1	1	1	1	0.5	3	2	2	0.5	3	2	2	3
訪問リハビリテーション (回/1週)										1		1		1		1	1
通所介護又は通所リハビリテーション (回/1週)	2	1	2	1	3	2	3	2	4	0	1	0	5	0	1	0	0
短期入所生活介護又は短期入所療養介護 (週/6月)	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	6	6	6

(注1) 「通所型」とは、居宅要介護者等が主として通所サービス（通所介護又は通所リハビリテーションをいう。以下この注において同じ。）の利用を希望する場合（痴呆型を除く。）、「訪問型」とは、居宅要介護者等が主として訪問サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護又は訪問リハビリテーションをいう。以下この注において同じ。）の利用を希望する場合（医療型を除く。）、「痴呆型」とは、居宅要介護者等のうち要介護3又は要介護4に該当するもの（痴呆の状態にあるものであって寝たきりの状態にないものに限る。）が主として通所サービスの利用を希望する場合、「医療型」とは、居宅要介護者等のうち要介護3、要介護4又は要介護5に該当するもの（治療を必要とする状態にあるものに限る。）が主として訪問サービスの利用を希望する場合をいう。

(注2) 訪問介護については、1回当たり1時間程度(巡回型にあっては、1回当たり30分程度)を単位としている。

(注3) 居宅要介護者等の利用に関する意向を勘案して、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所介護若しくは通所リハビリテーションの利用に代えて、訪問入浴介護の利用を見込んでも差し支えない。

2 居宅療養管理指導及び福祉用具貸与並びに居宅介護支援

居宅療養管理指導	居宅要介護者等(通院が困難である等の状態にあるものに限る。)が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要介護者等の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、歩行器等の主要な福祉用具について、居宅要介護者等の要介護状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者等の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
居宅介護支援	居宅要介護者等が原則として利用することを前提として、居宅要介護者等の数を勘案して、量の見込みを定めること。

3 痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護

痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護	<p>痴呆対応型共同生活介護は、要介護者であって痴呆の状態にあるものの数、現に利用している者の数及び利用に関する意向を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。</p> <p>特定施設入所者生活介護は、現に利用している者の数を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。</p> <p>痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の利用者の総数の見込みについては、目標年度における65歳以上人口のおおむね0.3%を目標として、定めることが望ましい。この場合においては、目標年度における65歳以上人口に対する75歳以上人口の割合の見込みを勘案した補正を行うことが望ましい。</p>
----------------------------	--

4 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス

介護福祉施設サービス	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の利用者の数の見込みについて、それぞれ、目標年度における65歳以上人口のおおむね1.5%、1.1%及び0.6%を参考としつつ、合計がおおむね3.2%となることを標準として、地域の実情に応じて定めることが適当である。この場合においては、目標年度における65歳以上人口に対する75歳以上人口の割合の見込みを勘案した補正を行うことが望ましい。
介護保健施設サービス	
介護療養施設サービス	

※ 施設サービスの利用者の数の見込みに痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の利用者の数の見込みを加えると、全体では3.5%となる。

別表第三（案）

事 項	内 容
一 都道府県介護保険事業支援計画の目的及び特色	都道府県介護保険事業支援計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念等を定めること。
二 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制	都道府県介護保険事業支援計画の作成に係る都道府県の関係部局相互間の連携の状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、市町村との連携の状況等を定めること。
三 圏域の設定	圏域の設定の趣旨及び内容、各圏域の状況等を定めること。この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛り込むこと。
四 被保険者の現状	市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。
五 各年度における被保険者の状況等の見込み	市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その考え方を示すこと。
六 介護給付等対象サービスの量の見込み	市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度の介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その考え方を示すこと。

<p>七 介護給付等対象サービスの現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスを提供するための施設の定員の数、介護給付等対象サービスに従事する者の数、介護給付等対象サービスの利用の状況等を圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。</p>
<p>八 介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項</p>	<p>介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項を定めること。この場合においては、介護保険施設の整備に係る都道府県の方針を圏域ごとに示すこと。</p>
<p>九 介護給付等対象サービスに従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>介護支援専門員その他の介護給付等対象サービスに従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項（介護支援専門員その他の介護給付等対象サービスに従事する者の見込数を含む。）を定めること。</p>
<p>十 介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。</p> <p>なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>
<p>十一 都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期を定めること。</p>

<p>十二 都道府県介護保険事業支援計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>十三 都道府県介護保険事業支援計画の達成状況の点検</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況に係る市町村の点検を基礎として、各年度における都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を点検する方法等を定めること。</p>
<p>十四 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項</p>	<p>介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項を定めること。</p>